

諫早湾干拓事業の再評価に関する質問主意書

平成十三年五月二十五日提出（提出者：川内博史）

平成十三年六月十九日答弁書受領

質問第七三号（答弁第七三号）

国営土地改良事業等再評価実施要領に基づく本年度の再評価対象事業の一つに諫早湾干拓事業がある。

しかし、本事業の再評価作業に関する情報公開について期限通りになされておらず、それに関する説明責任があると考え。従って、次の事項について質問する。

一 再評価に関する基礎資料はすでに完成しているのか。仮にまだ未完成であるならばいつ頃までに完成するのか明らかにせよ。

（答弁）国営諫早湾土地改良事業（以下「本事業」という。）の再評価のための基礎資料については、「国営土地改良事業等再評価実施要領」（平成十年三月二十七日付け農林水産省構造改善局長、畜産局長通知。以下「再評価実施要領」という。）に基づき、農林水産省九州農政局諫早湾干拓事務所（以下「諫早湾干拓事務所」という。）が、本年七月中の終了を目途に作成作業を進めているところである。

二 再評価作業を行う際に関連各団体の意向を確認したのか。仮にまだならば何時、どの団体に確認する予定なのか明らかにせよ。

（答弁）本事業の再評価に当たっては、再評価実施要領に基づき、農林水産省九州農政局（以下「九州農政局」という。）に設置された国営事業管理委員会（以下「事業管理委員会」という。）が関係団体の意見を聴取することになっているが、その聴取の時期は本年七月中を予定している。また、国営土地改良事業の再評価の際に意見を聴取する関係団体の範囲については、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）において国営土地改良事業の土地改良事業計画の変更の際に農林水産大臣が直接的又は間接的に協議しなければならない相手方を勘案して運用することとしており、本事業においては、その意見を聴取する関係団体として、同法に基づき本事業の事業計画の決定及び変更の際に協議を行った長崎県、諫早市、森山町、高来町、吾妻町及び愛野町を予定している。

三 環境影響評価の検証作業について、当初予定では二〇〇〇年度末をもってすべて完了しているはずである。それについての情報公開は早急に行われるべきだと考えるが、いつどのような形で行われるのか。仮にまだ、未完成であるならばいつ頃までに完成するのか。また、現在どの程度作業は終了しているのか詳細を明らかにせよ。

（答弁）お尋ねの「環境影響評価の検証作業」とは、九州農政局が平成十二年度から着手している本事業に係る環境影響評価レビュー（以下「レビュー」という。）であると考えられるが、この作業については、調整池の水質のように事業の進ちょくとともに変化するものがあること等から、その取りまとめに時間を要しているところである。

現在、学識経験者から構成される委員会における助言等を踏まえ、九州農政局において本年七月中を目途としてレビューの結果の取りまとめを急いでいるところである。

なお、レビューの結果は、まとまり次第図書として公表する予定である。

四 一九九三年度に設置された「諫早湾漁業調査委員会」について、二〇〇一年三月末が報告期限となっていたはずであるが遅れたのはなぜか。また、いつまでに行うのか見解を明らかにせよ。

(答弁) お尋ねの「諫早湾漁業調査委員会」とは、本事業の工事施工に伴うタイラギ等漁場への影響に関する調査方法や調査結果について、専門的な立場から助言及び指導を行うために諫早湾干拓事務所に設置された「諫早湾漁場調査委員会」(以下「調査委員会」という。)であると考えられるが、調査委員会における検討の中で、タイラギの生息環境について更に十分調査することが必要であるとの結論に達したため、調査委員会に設置された学識経験者から構成される専門部会において、議論を重ねてきている。専門部会においては、タイラギの生態について、なお未解明な部分があり、収集したデータの評価及び検討に時間を要しているところである。

現在、専門部会での評価及び検討を踏まえて、調査委員会においてできるだけ早く調査結果を取りまとめるべく努めているところである。

五 概算要求時に行うと実施要綱に明記されている再評価結果の公表について、遅れると聞いたがその真偽は如何。もし遅れるのならば、再評価結果が決まらずに予算請求は出来無いと考えるが、どのようにして予算請求を行うつもりなのか、見解を明らかにせよ。また、公表が遅れるのは本事業についてのみという認識でいいのか。そして、結果の公表に関してはいつまでに公表するのか、今後の計画を明らかにせよ。

(答弁) 平成十三年度に行われる本事業を含めた国営土地改良事業の再評価については、「農林水産公共事業事業評価実施要綱」(平成十二年七月十四日新基本法農政推進本部決定)に基づき、農林水産省において平成十四年度予算概算要求時までにはその結果を取りまとめ、公表できるよう作業を進めているところである。

六 第三者委員会の日程は決まったか。もし、概要が決まっているのならばその概要を教えてください。また、詳細な議事録の公開や傍聴の可否に関して見解を明らかにせよ。また、再評価を行う際に必要だと思われる右記環境影響評価や諫早湾漁業調査委員会に関する報告については第一回第三者委員会までに間に合うのか。

(答弁) お尋ねの「第三者委員会」とは、再評価実施要領に基づき、再評価の結果の公表に先立って、再評価の結果について意見を述べる目的で九州農政局に設置された学識経験者から構成される第三者委員会のことと考えられるが、この第三者委員会については、第一回委員会を本年六月九日に開催したところであり、今後の日程については、平成十四年度予算概算要求までに行う再評価の結果の公表に向けて、事前に再評価の結果を諮問できるよう調整していくこととしている。

また、議事録の公開及び傍聴の可否については、第一回委員会において検討された結果、議事録を公開することは可とするが、傍聴については公正中立な審議を確保する観点から不可とすることが決定されたところである。

なお、レビューの結果及び漁場調査委員会の調査結果については、第一回委員会には提出されていない。

七 本事業の再評価作業はこれまでと比べても困難を極めることが予想され、第三者委員会もこの状況に合わせて本事業専門の委員会を独立して組織する必要があると考えるが、それにつき見解を明らかにせよ。

(答弁) 本事業の再評価については、他の国営土地改良事業と同様、事業の効率的な執行及び透明性を確保する観点から、再評価実施要領に基づき、事業管理委員会が実施しているが、その際、専門的知見を有し公正中立の立場を堅持できる学識経験者で構成される第三者委員会に再評価の結果を諮問することとしている。この第三者委員会に対しては、事業管理委員会が関係資料の提供を行うなど、その要望にこたえることにより十分な審議が確保されるよう努めることとしていることから、本事業の再評価のために専門の委員会を新たに設置する必要はないと考えている。